

京都市告示第664号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

令和3年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
株式会社ソラスト	京都市児童福祉センター診療所における医療事務委託に係る公金徴収事務	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

(児童福祉センター)